

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和2年3月5日	有限会社山田運輸(法人番号6230002009440) 代表者山田孝成	富山県砺波市鷹栖505	本社営業所	富山県砺波市鷹栖505	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	平成31年4月24日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)(3)運転者台帳(安全規則第9条の5第1項)(4)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(5)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	7	7
一般貨物	令和2年3月11日	株式会社ワタナベ(法人番号5110001032729) 代表者菅原一男	新潟県燕市吉田鴻巣175-3	本社営業所	新潟県燕市吉田鴻巣175-3	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第11条、法第17条第4項、法第18条第2項及び法第60条第1項	令和元年7月25日、監査実施。14件の違反が認められた。(1)運賃及び料金、運送約款等の無掲示(法第11条)(2)貨物の積載方法違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第5条)(3)限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢(安全規則第5条の2)(4)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第2項)(5)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録違反(安全規則第8条)(7)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)(8)運行指示書(安全規則第9条の3第1項)(9)運転者台帳(安全規則第9条の5第1項)(10)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)(11)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存(安全規則第10条第1項)(12)運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)(安全規則第22条)(13)報告義務違反(法第60条第1項)	9	9
一般貨物	令和2年3月31日	阿南自動車株式会社(法人番号9100001018163) 代表者金城功	長野県諏訪市大字中洲5502-18	飯田営業所	長野県飯田市松尾明7667	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和元年6月20日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第2項～第3項)(3)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。